

枠	カテゴリ	Q.質問	A.回答
生産性	1.対象設備	生産性向上に寄与する設備とは、具体的にどのようなものが対象となるか。	ご提出いただく「事業計画書」に記載の項目が達成できるものであれば対象となります（売上高の増大、販売・製造原価の低減、販管費の低減のいずれかが達成できるもの）。 作業が自動化されたり、客単価が向上するものなどが該当します。
生産性	1.対象設備	車両は対象外だが、一部対象となるのはどのようなものか。	事業専用には使用できないものと判断できることを前提とし、「償却資産の分類」で機械及び装置に分類されるブルドーザー・パワーショベル等、運搬用機器に分類されるキッチンカー等は対象となります。
生産性	1.対象設備	トラックは対象か。	上記の理由で、対象外です。
生産性	1.対象設備	ドローンやタブレット、パソコンは対象か。	用途の汎用性が高い機器は対象外となります。
生産性	1.対象設備	エアコンやスポットクーラーは対象か。労働環境などを快適にする目的で導入したい。	要件の一つである「営業利益の向上」に直接結びつくとは考えづらい（確実性も低い）ことから対象外となります。